

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、法的にも被害者、加害者を生じさせる行為でもある。また、いじめはすべての児童に関係する問題であり、これらの基本的な考えをもとに教職員が日頃から小さな兆候も見逃さないように努めるとともに、家庭や地域、関係諸機関との連携のもと、組織的に対応することが重要である。

学校は、児童一人一人が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに努めていく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めたい。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策組織」として、既存の「いじめ・不登校対策委員会」のもつ機能を精査し、いじめに関係する事案を中心に、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう対応する。

同組織は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー及び、校長が必要と認める教職員、外部関係者等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」にもとづく取組の実施

- ・定期及び随時に学校評価アンケートを行い、学校教職員が学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、児童の実態にあったいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断された場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者または被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見への取組

ア 毎月の生活アンケートや年3回の教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
また、保護者にも記述式のアンケートを実施し、家庭との連携強化にも努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで関わっていく。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」にもとづいて対応する。

(2) 学校がいじめの事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目をもち込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（7月、12月）し、「いじめ・不登校対策委員会」等がいじめに関する取組の検証を行う。

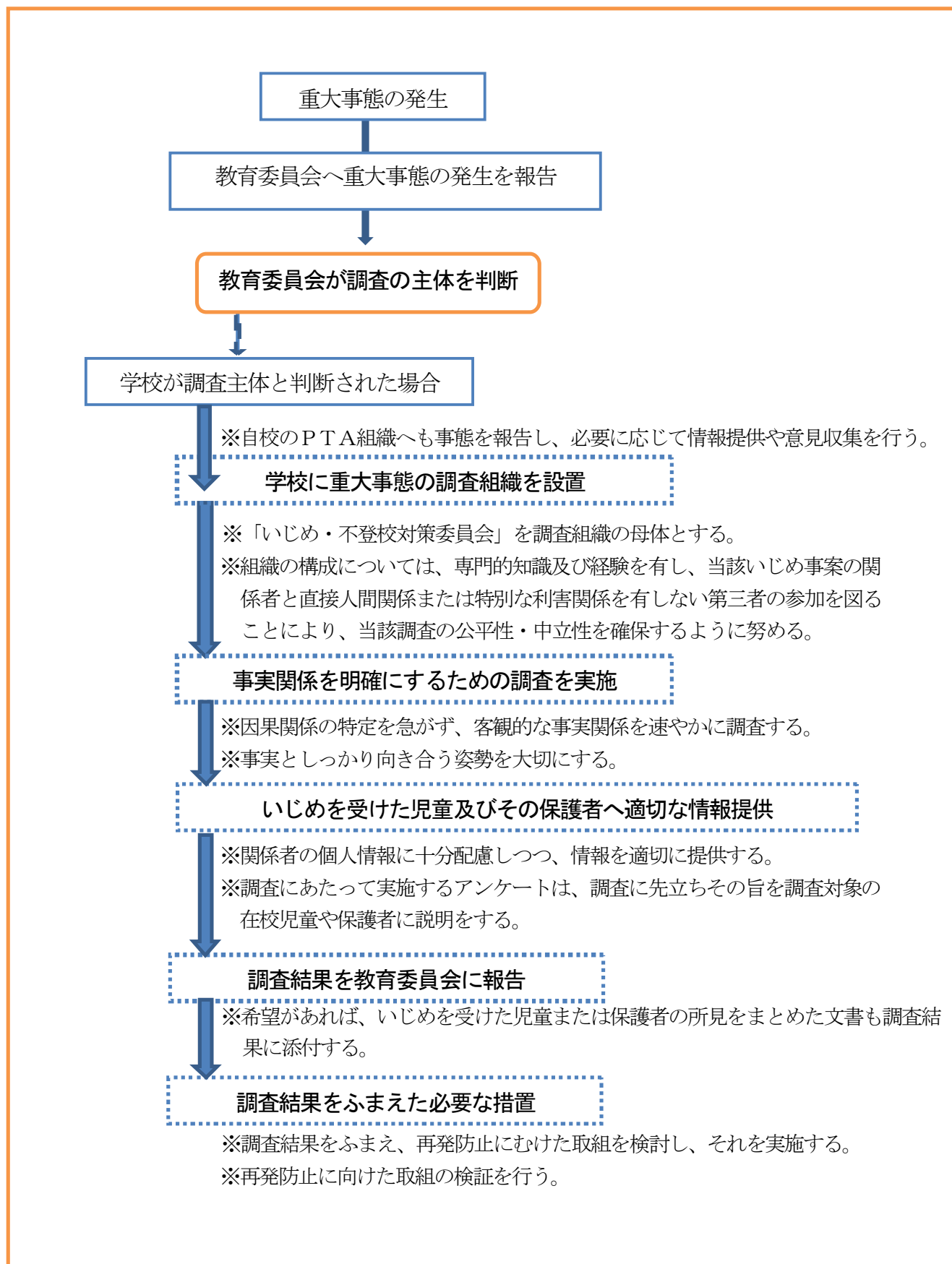
6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へその内容を周知させるとともに、ホームページにも掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○「1年生を迎える会」（異年齢集団活動）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5月		○現職研修①「児童生徒理解と学級づくり」	○ふれあい運動会	○家庭訪問
6月			○情報モラル指導	○教育相談週間 ○保護者への「生活アンケート」
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○野外教育活動（5年） ○一斉道徳	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
8月		○中間評価→検証	○親子除草作業	
9月			○身体測定	○公開授業
10月		○現職研修②（ケーススタディ）	○修学旅行（6年） ○一斉道徳	○公開授業・学校保健委員会 ○保護者への「生活アンケート」
11月			○「いきいきフェスティバル」（異年齢集団活動） ○乙東っ子マラソン	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○二分の一成人式（4年）	○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○身体測定	○公開授業
2月		○自己評価	○市小学校音楽会（4年） ○一斉道徳	○教育相談週間
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○「6年生を送る会」（異年齢集団活動）	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○ペア学年との活動	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○児童生活アンケート

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

※いじめに関する防止対策組織は、校内「いじめ・不登校対策委員会」とする。

<未然防止の取組>

	1・2年	3・4年	5・6年
4月	○学年・学級開き ○学級の係分担 ○一年生を迎える会（異年齢集団活動） ○雪の贈り物（南砺市との交流）	○学年・学級開き ○学級の係分担 ○一年生を迎える会（異年齢集団活動） ○雪の贈り物（南砺市との交流）	○学年・学級開き ○学級の係分担 ○一年生を迎える会（異年齢集団活動） ○雪の贈り物（南砺市との交流）
5月	○ふれあい運動会（異年齢集団活動）	○ふれあい運動会（異年齢集団活動）	○ふれあい運動会（異年齢集団活動）
6月	○教育相談	○教育相談 ○各委員会による児童会行事（4年）	○教育相談 ○各委員会による児童会行事
7月		○皆泳指導	○野外教育活動（5年） ○皆泳指導
8月	○親子除草作業（異年齢集団活動）	○親子除草作業（異年齢集団活動）	○親子除草作業（異年齢集団活動）
9月	○学級の係分担 ○ペア給食	○学級の係分担 ○ペア給食	○学級の係分担 ○ペア給食
10月	○教育相談	○教育相談 ○各委員会による児童会行事（4年）	○教育相談 ○修学旅行（6年） ○各委員会による児童会行事
11月	○いきいきフェスティバル（異年齢集団活動）	○いきいきフェスティバル（異年齢集団活動）	○いきいきフェスティバル（異年齢集団活動）
12月	○人権週間（道徳・学活）	○人権週間（道徳・学活） ○二分の一成人式（4年）	○人権週間（道徳・学活）
1月	○学級の係分担	○学級の係分担	○学級の係分担
2月	○教育相談 ○一日入学（1年） ○なわとび大会	○教育相談 ○市小学校音楽会（4年） ○なわとび大会	○教育相談 ○なわとび大会
3月	○6年生を送る会（異年齢集団活動）	○6年生を送る会（異年齢集団活動） ○卒業式（4年）	○6年生を送る会（異年齢集団活動） ○卒業式
通年	○集会の校長及び職員による講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○異学年との活動 ○FBCの活動	○集会の校長及び職員による講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○異学年との活動 ○FBCの活動	○集会の校長及び職員による講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○異学年との活動 ○FBCの活動

※いじめ未然防止の取組は、学習規律や基礎学力、児童一人一人の自己有用感、異年齢集団との活動などを学年の実態に合わせて立案していく。